

総務建設常任委員会協議会会議録

1 開会日	平成27年8月21日 午後 1時30分 開会 午後 3時35分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	片野哲生委員長 奥津勝子副委員長 玉虫志保美委員 高橋英俊委員 鈴木京子委員 渡辺順子委員 吉川重雄議長
4 傍聴議員	坂田よう子議員 竹内恵美子議員 関 威國議員 二宮加寿子議員
5 説明員	中崎町長、栗原副町長、仲手川政策総務部長 森田参事（地域総合戦略担当） 大槻総務課長、齋藤総務課副課長兼総務法制係長 曾根総務課主査 藤本政策課長、小林政策課政策係長
6 職務のため出席した職員	局長 増尾 克治 書記 波多野 昭雄
7 協議等の事項	(1) 大磯町個人情報保護条例の一部改正について (2) 大磯町第四次総合計画後期基本計画及び大磯町人口ビジョン・総合戦略の進捗状況について (3) 常任委員会の審査・調査活動の推進について (4) その他
8 その他	一般傍聴者 なし

(1) 大磯町個人情報保護条例の一部改正について

大磯町個人情報保護条例の一部改正について、担当課（総務課）から資料に基づき説明があった。説明の概要は次のとおりである。

改正の概要は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第31条の規定に基づき、実施機関が保有する特定個人情報の適正な取扱いの確保等に関し、必要な措置を講じるために条例の一部改正を行う。

改正内容は、番号法第31条の規定に基づく一部改正で、地方公共団体が保有する特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の適正な取扱いの確保及び保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するため、今回の改正では、番号法第9条第2項の町が特定個人情報の独自利用するための改正等を行わない。

用語の定義の追加で、番号法用語の定義を現行の条例上において位置付けるため、規定の改正を行う。一つ目は特定個人情報、二つ目は情報提供等記録である。

情報提供等記録を除く特定個人情報の保護のための措置で、目的外利用の制限、提供の制限、開示・訂正・利用停止請求、他の法令による開示の実施との調整規定の適用除外の改正を行う。

情報提供等記録の保護のための措置として、目的外使用の禁止、提供の制限、開示・訂正請求、他の法令による開示の実施との調整規定の適用除外の改正を行う。

条例の対象に「個人情報に該当しない特定個人情報」を含めることについての措置として、全ての特定個人情報を条例の対象に含めるための改正を行う。

用字及び用語の整理で、公用文に関する規程等に基づき条文中の用字及び用語の整理を行う。

施行日は、番号法のスケジュールに対応し、内容により施行日を分ける。番号法の施行の日（平成27年10月5日）、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年1月頃の予定）である。

9月議会定例会に議案の提出を予定している。

◎主な質疑

意見. 一般の人に非常に分かりづらいので、具体例をあげて分かりやすく資料を作ってほしい。

問：個人情報保護ハンドブックを変えるのか。

答：ハンドブックの見直しは、対応していく。

問：個人に個人番号が12桁つき、法人には13桁がつくが、12桁が対象か。

答：個人番号12桁が対象である。

問：議案が出てから判断しなければならないので、理解ができるような資料を、参考資料として付けていただきたいが。

答：分かりやすい資料の提供を検討する。

問：個人情報と特定個人情報が図示してあるが、ボリュームがどうなるか等を含めて説明してほしいが。

答：分かりやすくしようと図示したが、もっと分かりやすいようにする。

問：特定個人情報と条例上の個人情報でラップしている部分は、法人では役員の法人に対しての情報との解釈か。

答：個人に関するものが対象で、役員自身の個人情報を言い表している。

問：法人の解釈は。

答：登記している法人である。

問：法人の役員の立場、個人の立場の2つを示しているのか。

答：個人情報保護条例なので、氏名・住所・年齢等個人情報を意味している。

問：今回は法人の13桁はないのか。

答：12桁の個人番号が対象になる。

問：本会議場で、町民にも分かりやすくしていただきたいが。

答：重要な部分をなるべく大きくし、もう少しポイントを付けて説明する。

(2) 大磯町第四次総合計画後期基本計画及び大磯町人口ビジョン・総合戦略の進捗状況について

大磯町第四次総合計画後期基本計画及び大磯町人口ビジョン・総合戦略の進捗状況について、担当課（政策課）から資料に基づき説明があった。説明の概要は次のとおりである。

国において「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、全国の自治体に「まち・ひと・しごと創生戦略」の策定が求められた。大磯町においては、総合計画と総合戦略の策定期が重複していることから、2つの計画を連動させ策定作業を進めている。

総合計画の策定体制は、「総合計画策定委員会」「政策会議」「総合計画審議会」である。総合戦略の策定体制は、「大磯町まち・ひと・しごと創生検討会議」「大磯町まち・ひと・しごと創生本部会議」「大磯町まち・ひと・しごと創生住民会議」である。総合戦略の策定には、「産官学金労言」の多様な意見を聞くことが求められている。

総合計画は後期基本計画の作成、総合戦略は人口ビジョンにより将来人口の目標値を2万7千人と設定し、事業を計画する。後期基本計画で重点的に取り組むプロジェクトは、町独自で進める重点プロジェクトと人口減少対策などの事業で、総合戦略に位置づけて取り組む事業である。人口ビジョンによる将来人口推計は、合計特殊出生率を県内でもっとも高い自治体の1.5に設定し、出生率の上昇による自然増と転入促進策、転出抑制策による社会増により、平成52年で3万人、平成72年で2万7千人を維持していく。人口ビジョンの推計は、神奈川県及び近隣市町でも作業を進めているので整合を図る。

今後の策定スケジュールは、総合計画審議会での協議、パブリックコメント、団体の

意見などを聞き、来年3月に策定する。

別冊進捗報告資料で、タイトルを「これからの大磯町」とした。第3章「社会情勢」と重点的に取り組むべき方向性、第4章「重点プロジェクトと総合戦略」、第10章「計画の着実な推進」を新規で追加し記載する。

第3章で大磯町を取り巻く少子高齢化など大きな社会情勢を記載し、重点的に取り組むべき方向性を記載する。重点的に取り組むべき方向性は、人口減少と少子高齢化への対応など4つを想定している。それを実現するため、重点プロジェクトを「花鳥風輪(かちょうふうりん)」とする。

各プロジェクトは、観光による魅力づくりとして「花」、笑顔の子どもづくりとして「鳥」、交流による仕事づくりとして「風」、多世代による地域づくりとして「輪」である。

後期基本計画で取り組むべき重点プロジェクトと国が進める総合戦略を連動させ、交流人口の増加と定住人口の安定化を目指す。重点プロジェクトの実効性の確保として、財政の見通しを記載する。4つの重点プロジェクト「花鳥風輪」の事業の詳細を記載する。部門別の計画約34部門について記載する。現況と課題、めざすべき姿、施策を簡潔に記載し、見やすいつくりとする。計画の進捗管理は、PDCAなどを記載し着実に計画を進める。地方自治法の改正により、基本構想の策定が義務で無くなったことから、次期計画をどのように策定していくか、平成33年からの次期計画に向けた作業の概要を記載する。

後期基本計画では、約100ページでコンパクトにした素案の作成に向けた作業を進める。

◎主な質疑

問：総合計画、総合戦略、財政計画のそれぞれの計画を連動させていくためには、策定体制での協議などにより、整合性やもっと実効性を図る必要があると思うが。

答：後期基本計画と総合戦略の根本となる背景は、人口減少、少子高齢化である。

総合計画と総合戦略の策定にあたっては、総合計画審議会など、両計画とも同様のメンバーによる策定の体制をとる。財政計画は、職員で策定していく。

問：後期基本計画と総合戦略を別にする意義は何か。

答：それぞれの計画自体が異なっている。今回は町がめざす方向・目標が一緒なので総合計画の重点プロジェクトを総合戦略の戦略を同じ内容で策定する。

問：総合計画に町が策定している様々な計画を記載するのか。

答：部門別計画の中に、それぞれ関連する個別計画を記載する。

問：総合戦略中で財政計画の策定は求められているか。

答：求められていない。

問：総合計画、総合戦略、財政計画を連動して進めていかなければいけないと思うが。

答：総合計画、総合戦略を進める上で財政計画は非常に重要と認識している。総合計画を実効性のある計画にするため、財源確保の見通しを計画に盛り込んでいく。

問：新型交付金頼みで無く、町の財政規模に見合った計画にしていかなければならないと思うが。

答：総合戦略の事業には国からの新型交付金が交付される予定である。今回の総合計画と総合戦略が同じ方向性に向かっているので、新型交付金が活用できる事業には活用していきたい。交付金の対象にならない事業でも、どうしても進めていく事業は総合計画に位置づけ、一般財源や他の国県の財源を活用し実施する。

問：平成 33 年度からの新たな総合計画は基本構想の策定義務がなくなるが、次の計画はどうなるのか。

答：来年度から平成 33 年度の新たな計画の策定に向けて、職員、町民の意見を聞きながら進めていく。

意見：これから 5 年間、次の計画に繋がられるようにしっかりやっていただきたい。

問：社会増、出生率の増をどのように把握しているのか。

答：人を呼び込む、子どもを産んでもらうことに主軸を置いて、進めていく。総合計画、総合戦略策定の中で、生産年齢層を呼び込む、子どもを産んでいただくために、どのような政策を進めていくべきか、具体的に計画に取り込でいく。

意見：大磯に移り住んで、最終的に税金を納めてもらう視点で策定してほしい。

(3) 常任委員会の審査・調査活動の推進について

常任委員会の任期である 2 年間の調査・研究テーマについて、委員から意見を聞いた。

「公共施設の再配置等について」を調査・研究テーマと決定した。

その他として、委員からの意見は特になく、以上で総務建設常任委員会協議会を終了した。